

経 済 産 業 省

輸入公表の一部改正に伴う経過措置等について

平成20年10月30日
経済産業省貿易経済協力局

平成20年10月30日付け経済産業省告示第240号（輸入公表の一部を改正する告示）により、ワシントン条約附属書Ⅱ又は附属書Ⅲに掲げる動物及び植物（これらの個体の一部及び派生物を含む。）のうち、輸入公表三の7の（6）に基づく事前確認制の対象となる貨物の改正を行いました。

このため、平成20年11月13日以降、改正後の輸入公表三の7の（6）に掲げる貨物を輸入する場合には、確認書がないと輸入できませんので、輸入公表三の7の（6）に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について（平成15年10月17日付け輸入注意事項15第42号）に定める手続きにより確認書の交付を受けてください。

なお、平成20年11月13日以降に輸入公表三の7の（6）に掲げられた貨物（改正に伴い新たに追加された貨物に限る。）を輸入する場合であっても、当該貨物が平成20年11月12日以前に船積みされた場合には、確認書を要さないこととします（注）。この場合、平成20年11月12日以前に船積みされたことを証する書類を輸入申告書等とともに税関に提出してください。

（注）本経過措置により確認書を要さない貨物であっても、輸入公表三の8の（2）又は三の8の（3）に規定する書類（ワシントン条約に基づき管理当局が発給する輸出許可書等）の税関への提出は必要となります。